いじめ防止基本方針

日南市立南郷小学校

(令和6年8月改訂)

はじめに

学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の大きな課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、SNS等を通して新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

ますます複雑化、潜在化する状況にあります。 こうした中、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が交付され、平成29年3月に改定されました。

また県においても、平成29年7月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が改定され、さらに本市においても、平成30年3月に「日南市いじめ防止基本方針」の改定が行われております。いじめ防止基本方針は、今日の深刻な実態や様々な調査を受けて見直しが図られております。

本校においても、平成26年に「日南市立南郷小学校いじめ防止基本方針」を作成し、その後随時見直しを図ってきております。

今回の見直しを1つの機会とし、全職員がいじめについての認識を改めて共通理解し、組織的に取り組むための契機としたいと思います。

※2024年8月改定

もくじ

| 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
|--|--|
| 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 1 いじめの防止等のための組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 4 里大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 1 校内体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 資料1 「年間を見通したいじめ防止指導計画について」 資料2 「いじめられた児童に見られるサイン」 資料3 「いじめた児童に見られるサイン」 資料4 「教室で見られるサイン」 資料5 「家庭で見られるサイン」 資料6 「いじめに対する措置(緊急時の組織的対応)」 | |

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

なお、いじめの具体的な態様として、以下のようなものがある。

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれや集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

2 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることもあります。
- (2) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題 (例えば無秩序性や閉塞感)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で 暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰 囲気が形成されるようにすることが必要です。
- 3 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を 図る取組に努めます。
 - いじめを受けている児童をしっかり守ります。
 - いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題 に対して万全の体制で臨みます。
 - 本校からのいじめの一掃を目指します。

(1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の 言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努 めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、他の業務に優先して、速やかに対応を 図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。 いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対 応します。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「ハートフル委員会(いじめ不登校対策委員会)」を設置し

なお、1ヶ月に1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催(ケース会議)することとし ます。

※また隔週一回の学年会でもいじめ防止のための情報交換を行います。

【ハートフル委員会構成員】

全職員

【活 動】

- 学校いじめ防止基本方針の加筆・修正
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定
- 2 いじめの防止等に関する措置 ※資料1参照

(1) いじめの防止

ア 児童主体の活動

- (ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設 けます。
 - 異学年交流会の実施
 - 学級活動での話合い活動の実施
 - 縦割り清掃活動の実施
 - ボランティア活動の推進

イ 職員主体の活動

- (ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。
 - 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
 - 職員相互の授業研究会の実施
- (イ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談の 時間を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指します。
 - 教育相談週間の設定
- (ウ) 教科や学級活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶 対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。
 - 教科や学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
 - 道徳科におけるいじめ問題の話合い
- (エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進しま
 - PTA総会での学校の方針説明
 - 学校通信を活用したいじめの防止活動の報告

- (2) いじめの早期発見のための措置
 - ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。
 - 児童の発する具体的なサインの作成と共有 ※資料3・4参照
 - イ 定期的に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
 - 教育相談週間の設定
 - いじめの相談窓口の周知
 - ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施 します。
 - 学校独自のアンケートの実施
 - エ ハートフル委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。
 - 職員会議等での情報の共有
 - 進級時の情報の確実な引き継ぎ
 - 過去のいじめ事例の蓄積
- (3) いじめに対する措置
 - ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、他の業務より優先して、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
 - いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
 - いじめの事実について生徒指導主事(ハートフル委員会を構成するいずれかの職員)及 び管理職に「校内生徒指導報告書」をもとに速やかに通報します。

イ 情報の共有

○ アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はハートフル委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかにハートフル委員会を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が日南市教育委員会へ直ちに報告します。
- 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、ハートフル委員会の職員のほか、児童が話をし やすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、日南市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時ハートフル委員会で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、ハートフル委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- ハートフル委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・ 安全・安心を確保する
- 心のケアを図る
- ・ 今後の対策について、共に考える
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・ 温かい人間関係をつくる

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、 少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・ じっくりと話を聞く
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

いじめた児童への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他 人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・ いじめの事実を確認する
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める
- いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・ 今後の生き方を考えさせる
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・ 児童や保護者の心情に配慮する
- ・ いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには 保護者の協力が必要であることを伝える
- 何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度 で臨む
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していまます

- 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・ 自分の問題として捉えさせる
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

オ 関係機関への報告

- 校長は日南市教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署 へ通報し、警察署と連携して対応します。

カ 継続指導・経過観察

- いじめ発生後は、継続的な指導を行うとともに、3ヵ月をめどに経過観察を行い、いじめが解消されたのかの状況を見定め、校長に報告します。いじめの解消についての判断は校長が行います。3ヵ月で解消していない状況が見られる場合には、指導の継続を行ったり、新たな指導方法の検討を図ったりします。
- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

キ いじめ対応の具体的手順

| 対応の手順 | 事項 | 担当 |
|-------------------------------------|--|------------------------------|
| いじめの認知 → 報 告 | いじめ・不登校等の事実が明らかになった場合、 または疑わしい状況が察知されたら、直ちに生徒指 導主事・教頭・校長に報告する。 | 担任関係職員 |
| 実情実態調査 | 担任・生徒指導部で被害者・加害者双方に対し交 友実態やいじめの状況等の全容解明に努める。その 際、重要なことは、被害者に対しての最大の気配り や心情を汲むことである。 関係者の現段階までの状況報告を受け、実態の分 析・考察、そして今後の指導体制や全職員への協力 依頼と共通理解を深める対策を協議する。 | 生徒指導部 担任 関係職員 対策委員会 |
| → ハートフル委員会(職員会議) → 保護者への連絡及び協力要請 | 協議決定された指導体制で、問題解決に向けて取り組むことの確認をし、常に点検・吟味・再協議を繰り返す体制を確立する。 保護者に連絡をし、協力要請を行う。 | 全職員 担任 生徒指導部 教頭 |
| 教育委員会への報告 | 取り組み状況、経過等判断し、校長が行う。 | 校長 |

(4) インターネット上のいじめへの対応

ア インターネット上のネットいじめとは

SNS等を使用した特定の児童やグループへの誹謗中傷のメッセージの送信や本人の許可を得ていない画像の掲載、特定の児童になりすました社会的信用を失墜させる行為、特定の児童やグループの個人情報を掲載するなどがインターネット上のいじめであり、これらは犯罪行為に当たります。

イ インターネット上のいじめの予防

- フィルタリングやオンラインゲーム・SNS、保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。(家庭内ルール「我が家のメディアルール」の作成など)
- 教科や道徳、学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
 - ・ SNSを使って学習等を行う場合は、記述内容や他者の作品の尊重(著作権、肖像権) 等、適切な使用を指導します。
 - ・ 新聞記事やニュース等を利用して、実際に起こった事例からSNSの問題点について考 えさせます。
- 児童を対象とした非行防止教室や講演会などで、インターネット社会についての講話(防犯)を実施します。
 - インターネット利用に関する職員研修を実施します。
- ウ インターネット上のいじめへの対処
 - 被害者からの訴えや閲覧者からの情報などにより、インターネット上のいじめの把握に 努めます。
 - 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。 ※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、学級担任だけでなく、学年及び学校全体で組織的に対応するため、ハートフル委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。また、学校評価の評価項目に「いじめ防止に対する取組」を位置付け、広く情報収集に当たります。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての 教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やい じめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講 師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、民生・児童委員、補導員、スクールサポーター等、地域の関係者と協力し、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応を していきます。

- ① 教育委員会との連携
 - ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
 - 関係機関との調整
 - ・ スクールサポーターの活用
- ② 警察との連携
 - ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・ 犯罪等の違法行為がある場合
- ③ 福祉関係との連携
 - ・ スクールソーシャルワーカーの活用(県教育委員会への依頼)
 - ・ 家庭の養育に関する指導・助言
 - 家庭での児童の生活、環境の状況把握
 - 中央福祉こどもセンターの活用
 - ・ 市のこども課の活用
 - ・ 市の巡回相談の活用
- ④ 医療機関との連携
 - 精神保健に関する相談
 - ・ 精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織(宮崎県いじめ問題対策委員会) に協力することとします。
 - 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 高額の金品を奪い取られた場合など
 - 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査より明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

5 いじめの記録と保管及び活用

(1) いじめ対応記録簿の様式と記入

○ いじめ対応記録簿の様式として、以下の10項目にまとめ、内容を示します。また、各項目についての記入者を示します。

| 番号 | 項目 | 内容 | 記入者 |
|-----|--------------------|--|---------------|
| 1 | 認知日時 | いじめを知った日にち、時間。 | 連絡通報者 |
| 2 | 認知の経緯 | どのようにしていじめを知ったか。(例:保護者の通報) | 連絡通報者 |
| 3 | 当事者 | 被害者と加害者の学年、氏名、性別。 | 連絡通報者 |
| 4 | 事案状況 | 被害者と加害者の事情聴取についてまとめる。 | 関係職員 |
| (5) | 事案概要 | 事案状況をもとに、「いつ」「どこで」「だれが」「だれに」「なぜ」「どうした」の形で簡潔にまとめる。 | 関係職員 |
| 6 | 今後の指導の留意点 (対応策) | いじめ・不登校等臨時対策委員会の中で、「いつ」「どこで」「だれが」「だれに」「何をする」の形で、今後の対応策について、具体的に計画をたてる。 | 関係職員 |
| 7 | 保護者との 連絡状況 | 保護者との連絡の有無、及び連絡内容など。 | 関係職員 (※基本は担任) |
| 8 | 事案の経過 | ⑥を受けての指導、及び被害者、加害者の様子。 | 関係職員 |
| 9 | 重大事態判断 | 重大事態と判断した場合のみ記入する。 (※校長が判断する) | 校長 |
| 10 | 解消状況 | 事案が解消した場合に記入する。 (※但し、事案発生から3ヵ月は、経過を見ること) (※解消の判断については、校長が決定する) | 生徒指導主事 校長 |

- ※ 「連絡通報者」は、本校職員で、いじめの通報を最初に受けた者のことです。
- ※ 「関係職員」は、事情聴取を行った担任、生徒指導部等の職員のことです。

(2) いじめ対応記録簿と保管と活用

- 記録簿の保管については、校内共有のサーバーとし、記入者がすぐに書き込めるようにします。但し、事案解消後は、紙ベースで校長室金庫に保管し、データは抹消するものとします。
- 記録簿については、学級における座席の配置やグループ編成、また、学年引継や中学校への引継の際に、資料の1つとして活用することも可能です。

| I | 111 | じめ対応記録簿 | ١ |
|---|-----|---------|---|
| | . v | | |

連絡通報者 ()

| ①認知日時 | 令和 | | 年 | 月 | | 目 | () | | 時 | 分 |
|-----------------------|-----|---|-----|------|----|---|------|----------|----|---|
| ②認知の 経緯 | | | | | | | | | | |
| ③当事者 | 学 年 | | 氏 | 名 | 性別 | | 特記事項 | 頁(※個別事情聴 | 取) | |
| 被害者 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 加害者 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | 被害者 | 事情聴取 | | | | 加害者事情聴取 | ζ | |
| ④ 事 案 状 況 | | | | | | | | | | |
| | 発生日 | 時 | 令和 | 年 | | 月 | E E | () | | |
| 事 | 発生場 | 所 | | | | | | | | |
| ⑤事案概要 | | | | | | | | | | |
| 意点 (対応策) | | | | | | | | | | |
| ⑦保護者との連絡状況 | | | | | | | | | | |
| ⑧事案の経過 | | | | | | | | | | |
| ⑨重大事態 判断 | | | | | | | | | | |
| ⑩解消状況 | | | | | | | | | | |

第3 その他の留意事項

- 1 校内体制の充実
- (1)職員間の日常的な情報交換
 - 児童の気になる表情や言動等に気付いた職員は、必ず学級担任に伝えると共に、状況に応じては生徒指導主事又は管理職に報告します。
 - 2つ以上の学年をまたいだ事案では、生徒指導主事を窓口にして、職員が連携して対応します。
 - 児童や保護者等から、いじめの訴えやいじめに関する情報提供を受けた時には、直ちに生 徒指導主事又は管理職に報告します。
- (2)情報の共有と対応の検討
 - 児童の出席状況及び気になる状況があった場合には、終礼やハートフル委員会等において 情報提供を行い、全職員で情報の共通理解を図ります。
 - 教育相談アンケートや教育相談の結果は、ハートフル委員会で報告し、特に深刻だと思われる状況については、全職員で今後の対応について協議を行います。

2 校内研修の充実

- (1) 児童理解に関する研修
 - 児童を多面的に理解するために、職員同士による研修や校外から講師を招いての研修を 行うことに努めます。
- (2) 教職員の指導力を高める研修
 - いじめの認知能力を高める研修や教育相談等のスキルを高める研修を行います。
- 3 南郷中校区、関係機関・団体との連携
- (1) 南郷中校区との連携
 - 児童自身及び家庭環境等に起因する指導上の配慮事項を有する児童については、南郷中学校に入学する場合において、確実に引継ぎを行います。その他の中学校に入学する児童がいる場合においても、同様に引継ぎを行います。
 - 南郷中学校に兄や姉が在籍している児童については、必要に応じて兄弟姉妹相互に情報を 共有することに努めます。
 - 3校の生徒指導主事が中心になって、日南市生徒指導連絡協議会などの中で定期的に情報 交換を行います。また、個々の職員も、必要に応じて中学校との情報交換を行い、場合によ っては生徒指導主事又は管理職に報告します。
- (2) 日南市サポートチームとの連携
 - 状況に応じて、SC、SSW、SS、少年補導員、適応指導アドバイザー、巡回相談員、 学習指導員との連携した対応を図ります。
- (3) 関係機関や団体との連携
 - 状況に応じて、教育委員会や適応指導教室(くろしお学級)、フリースクール(ブルーベンチ、たけのこ等)児童相談所、警察、福祉機関、医療機関との連携した対応を図ります。
- (4) 本方針の見直し

本方針については、原則として毎年度の点検と見直しを図る。その際には、国や県の動向等を勘案して、生徒指導主事を中心として生徒指導部が基本方針の見直し案を策定し、職員会もしくはハートフル委員会の中で見直し案を基に検討していきます。

また、検討においては、本校の現状や課題等も鑑みて議論するように努めます。

| _ | 1 | 1 | _ |
|---|---|---|---|
| | | | |

資料1 年間を見通したいじめ防止指導計画について

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組み、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組みます。

| | | 項目 | 時 期 |
|------|-----------------|---|----------------|
| | 児 | ○異学年交流活動の実施 (マクロン集会・お別れ遠足等) | 児童会の計画による |
| | 児童主体 | ○学級活動での話合い活動の実施 | 通年(年間指導計画による) |
| | 14 の 活 | ○縦割り清掃活動の実施 | 通年(清掃班会を含む) |
| いじ | 動 | ○ボランティア活動の推進 | 通年 |
| め防止 | | ○一人一人の実態に応じたわかる授業の展開 | 通年 |
| のた | 7544 | ○職員相互の授業研究会の実施 | 通年(校内研の計画による) |
| めの措置 | 職員主体 | ○教育相談の時間設定 | 月 2 回程度 |
| 置 | 体の活動 | ○各教科、特別活動、総合的な学習の時間等を中 心にした道徳教育や情報モラル教育の時間設定 | 通年(年間指導計画による) |
| | | ○PTA総会での学校の方針説明 | 4月 |
| | | ○全校集会等での話(全体指導) | 通年 |
| | C) | ○児童の発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙2、3参照 | 通年 |
| 8 | めの | ○教育相談の時間設定 | 月2回程度 |
| | 早 朝 発 | ○学校独自のアンケートの実施 | 毎月1回 |
| 期発見の | | ○県、市一斉のアンケートの実施 | 県,市の計画による |
| 8 | た め の | ○ハートフル委員会等での情報の共有 | 通年(毎月開催を原則とする) |
| 打造 | 昔 置 | ○進級時の情報の確実な引き継ぎ (学年引継書等) | 3、4月 |
| | | ○過去のいじめ事例の蓄積(いじめ対応記録簿等) | 通年 |

[※] いじめ防止指導計画を作成するに当たっては、教職員の研修や児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していきます。

資料2 いじめられた児童に見られるサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことがあるので、学級担任を中心としながら全職員が、あらゆる場面で児童を観察し、小さなサイン(変化)を見逃さないことを 大切にします。

| 場 | 面 | チェック | サイン |
|------|--------|------|--|
| 登校時、 | 朝の会 | | 遅刻・欠席が増えた。その理由を明確に言わない。 職員と視線が合わず、うつむいていることが多い。 体調不良を頻繁に訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れたりすることが多い。 授業等に、遅れて入室してくる。 |
| 授業中 | | | 保健室・トイレに頻繁に行く。 教材等の忘れ物が多い。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに落書きや汚れ、破損がある。 職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。 |
| 休み時間 | 等 | | 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ、破損等がある。 |
| 放課後等 | - - | | 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 |

資料3 いじめた児童に見られるサイン

いじめた児童がいることに気が付いたら、積極的に対象児童とのコミュニケーションを増やし、状況を把握します。

| チェック | サイン |
|------|--------------------------------|
| | 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 |
| | 特定の児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 |
| | 職員が近づくと、不自然に分散する。 |
| | 集団の中心的な存在だが、自己中心的な行動が目立つ児童がいる。 |
| | |

資料4 教室で見られるサイン

教室内がいじめの場所となることが多いので、職員が教室にいる時間を増やしたり、 休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにします。

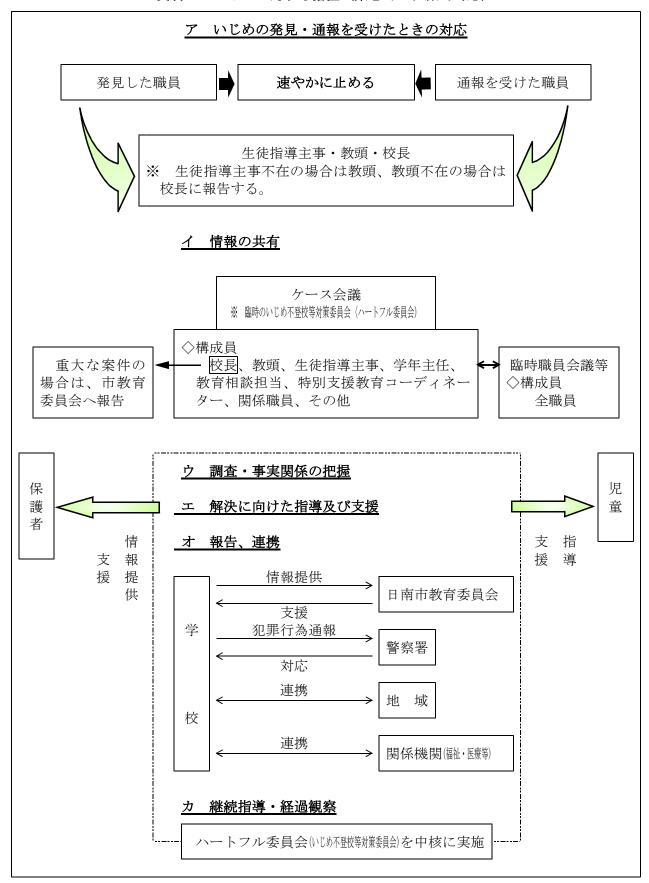
| チェック | サーイン |
|------|--|
| | 嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の児童の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。 壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。 |

資料5 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出しています。児童の動向を振り返り、確認することでいじめの早期発見につながります。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切です。

| サーイン | | | | | |
|-------------------------------|--|--|--|--|--|
| 学校や友人のことを話さなくなる。 | | | | | |
| 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 | | | | | |
| 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 | | | | | |
| 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 | | | | | |
| 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 | | | | | |
| 不審な電話やメールがある。 | | | | | |
| 遊ぶ友達が急に変わる。 | | | | | |
| 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 | | | | | |
| 理由のはっきりしない衣服の汚れや破損がある。 | | | | | |
| 理由のはっきりしない怪我がある。 | | | | | |
| 登校時刻になると体調不良を訴える。 | | | | | |
| 食欲不振・不眠を訴える。 | | | | | |
| 学習時間が減る。 | | | | | |
| 成績が下がる。 | | | | | |
| 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 | | | | | |
| 家庭の品物、金銭がなくなる。 | | | | | |
| 大きな額の金銭を欲しがる。 | | | | | |
| | | | | | |

資料6 いじめに対する措置 (緊急時の組織的対応)



[※] 必ずしもこの順序にならないこともある。状況に応じて、臨機応変に対応する。